

# 郡山市 医療的ケアが必要な お子さんとご家族のための 支援ガイドブック





## まえがき

---

近年、医療の進歩などから、重い病気や障がいがあっても命をつなぎ、医療的ケアを必要としながらご自宅で生活するお子さん(以下:医療的ケア児)が増えています。医療的ケア児は全国に2万人と推計され、福島県の調査によりますと令和5(2023)年4月1日現在、福島県内では298人、郡山市内では90人の報告がされており、市内だけを見ても年々増加傾向にあります。

医療的ケア児には、重度の肢体不自由と知的障害が重複する重度心身障害のお子さんのほか、運動機能や知的能力の点から障害者手帳の要件に当てはまらず、福祉サービスが利用できないお子さんもいます。医療的ケア児が増える中で、日常生活・地域生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児の状況に応じて支援が切れ目なく行われること等が課題になっています。

郡山市では、こうした医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族が地域で安心して生活できるよう、令和元(2019)年より支援体制の構築や相談機能の強化等各種取り組みを進めております。

今回、医療的ケア児等とそのご家族が地域生活において有用な情報や支援策をガイドブックとして取りまとめました。一人でも多くの方に役立てていただければ幸いです。

郡山市保健福祉部障がい福祉課

# 目次

1 医療的ケアとは	P2	8 受けられる福祉制度	P32
2 相談窓口	P3	1) 手当・助成	
3 郡山市の支援体制	P4	紙おむつ券の交付(治療材料給付券)	
1) 郡山市医療的ケア児等支援調整の手引き		ストーマ券の交付(衛生材料給付券)	
「いけあキッズ郡山ルール」		特定疾患患者福祉手当	
2) 支援者とその役割		在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	
4 退院に向けて準備すること	P7	車いす対応車の購入・改造の助成	
1) ご家族が準備すること		2) 税の減免等	P35
2) 地域の支援者との顔合わせ		軽自動車税・自動車税	
3) 各種制度のご紹介		控除を受けられる税	
① 医療費等の助成・給付、手当		3) 交通機関割引制度	P36
② 障がい者手帳の種類		JR・私鉄の運賃	
5 生活の中で受けられる支援	P11	タクシー運賃	
1) 医療		バス運賃	
2) 保健		国内航空運賃	
3) 福祉		有料道路通行料金割引制度	
① 障害者総合支援法による障害福祉サービス		4) 各種割引・免除制度	P38
② 地域生活支援事業		NHK放送受信料の免除	
③ 補装具・日常生活用具		携帯電話料金の割引	
④ 身体障害者手帳の交付対象とならない方が受けられるサービス		公共施設使用料の免除	
4) 療育		5) その他の福祉制度・サービス	P38
5) 保育		ヘルプマーク	
6) 教育		おもいやり駐車場利用制度	
6 よくある質問(Q & A)	P30	関係団体・サークル等	
7 災害時の対応について	P32	医療的ケア児が利用できる社会資源	
		郡山市担当部署	
		関係機関	
		令和5年度 郡山市医療的ケア児等の支援に 関するワーキンググループ構成員	

# 郡山市医療的ケアの必要なこどものサポートや制度

内容	0か月～11か月	1歳～5歳	小学(6歳～)	中学(12歳～)	高校(15歳～)	18歳～	20歳～
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の小児医療の中心になる病院(福島県立医科大学附属病院、太田西ノ内病院、星総合病院、寿泉堂総合病院、南東北病院、総合療育センターなど) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発達支援の専門外来やリハビリが受けられる医療機関(総合療育センター、太田西ノ内病院、星総合病院など)</li> <li>□ 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアや訓練・サポート(訪問看護事業)…P11</li> </ul> </li> <li>□ 指定難病の患者へ医療費を助成(難病医療費助成)…P8</li> </ul>						
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 未熟児に医療費を助成(未熟児養育医療)…P8</li> <li>□ 小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾病医療費助成)18歳まで ※必要な場合は20歳未満まで延長申請可…P8</li> <li>□ こどもの医療費の助成(こども医療費助成)18歳の3月31日まで…P8 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 身体障害の改善のための手術費用等の助成(自立支援医療:育成医療)18歳未満…P8</li> <li>□ 重度の障害児者の医療費の自己負担分を助成(重度心身障害者(児)医療費助成)18歳の3月31日まではこども医療費が優先…P8</li> </ul> </li> </ul>						
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 通いながらこどもの発達支援を受けられるサービス(児童発達支援など)18歳まで…P22</li> <li>□ 在宅での介護をサポート(居宅介護・短期入所など)…P14</li> <li>□ 市で設定している福祉サービス(地域生活支援事業(相談支援・移動支援など)…P14</li> <li>□ 障がい児を入所してサポート(医療型障がい児入所など)18歳未満…P15 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)…P32</li> </ul> </li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 24時間体制でお預かり(療養介護)18歳以上</li> <li>□ 日中の通所による介護サービス(生活介護)</li> <li>□ 就労に向けた支援(就労移行支援等)</li> </ul>
経済的サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ こどもの養育者に手当支給(児童手当)15歳の3月31日まで…P9</li> <li>□ ひとより親家族に手当支給(児童扶養手当)児童の心身に政令で定める程度の障害がある場合は20歳になる月まで…P9</li> <li>□ 障がい児の養育者に手当支給(特別児童扶養手当)20歳未満…P9</li> <li>□ 在宅重度障がい児に手当支給(障害児福祉手当)20歳未満…P9 (特別児童介護手当)3歳以上20歳未満…P9 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保護者が掛け金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障害児(者)が一定額の年金を受ける(心身障害者扶養共済制度)</li> </ul> </li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 在宅重度障がい者に手当支給(特別障害者手当)20歳以上</li> <li>□ 20歳以上の障害者への年金(障害基礎年金)</li> </ul>
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 母子健康手帳交付(妊娠時)…P13</li> <li>□ 保健師・助産師等の訪問(未熟児・乳児家庭全戸訪問・その他)…P13</li> <li>□ 子育て等に関する相談…P13 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 4か月児健診…P13</li> <li>□ 10か月児健診…P13</li> <li>□ 1歳6か月児健診…P13</li> <li>□ 3歳児健診…P13</li> </ul> </li> <li>□ その他母子保健事業を実施(市保健師へ相談)…P13</li> <li>□ 養育支援(産後ヘルパー、育児家庭訪問、子育て短期支援事業、その他)</li> </ul>						
保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保育所(入所に関する相談・申込)…P24</li> <li>□ 認定こども園(入園に関する相談・申込)…P24</li> <li>□ 幼稚園…P25</li> </ul>						
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 通常学級・特別支援学級・通級指導教室&lt;小学校&gt;&lt;中学校&gt;…P26</li> <li>□ 特別支援教育補助員配置の考慮</li> <li>□ 障がい福祉課と連携した巡回訪問</li> <li>□ 就学相談会…P26</li> <li>□ 特別支援学校&lt;幼稚園&gt;&lt;小学部&gt;&lt;中学部&gt;…P28</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大学、短大、専門学校</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ きょうだいの保育所等の送迎や預かり等の子育て支援(ファミリーサポート) 小学校6年生まで…P30</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;高等部&gt;</li> <li>□ 高等学校、専修学校</li> </ul>

## 1 医療的ケアとは

### 医療的ケアってなあに?…

医師や看護師の指導のもと、自宅などで家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことです。

医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んで区別しています。

### 医療的ケアってどんなものがあるの?…(主なものを抜粋)

- 吸引……………鼻や口、気管のなかにある分泌物や唾液、痰などを吸引カテーテルや吸引器を使って取り除くこと。
- 経鼻栄養……口から食べることが出来ず十分な栄養が取れないため、鼻から胃や腸までチューブを通して、流動食や栄養剤を注入して安全に栄養を摂取すること。
- 胃ろう……………チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のこと。口から食べ物が食べられなくなった人や、食べてもむせこんで肺炎を起こしやすい人が安全に食事をとるため、胃ろうをつくります。
- 気管切開……呼吸が上手にできない、自分の力で痰が出せない状態がある場合に、首の皮膚を切開して気管に穴を開ける手術をし、呼吸をしやすくすること。
- 人工呼吸器…呼吸機能が低下しうまく呼吸ができない場合に、人工的に呼吸を助けるための機械を使って呼吸機能を補うこと。
- 導尿……………自分で尿を出すことが難しい場合に、尿道から細い管を入れて尿を出すこと。成長に伴い自分で処置できるようになることもあります。(自己導尿)
- 人工肛門……自分で便を出すことが難しい場合に、お腹から大腸に穴をあける手術をし、便を出しやすくすること。
- 酸素療法……呼吸機能の低下のため体内の酸素が不足している場合に、酸素吸入器を使って足りない酸素を補うこと。

他にも、中心静脈栄養、透析、インスリン注射、浣腸、てんかん発作時の座薬挿入等があります。

今後も医療の進歩に伴い、医療的ケアの範囲と拡大が考えられています。



## どこに相談したらいいの?

まず最初は、病院を退院する前に、病院の主治医やNICU・小児科看護師、医療相談室などのソーシャルワーカーに相談しましょう。保護者の方の同意が得られれば、病院から医療的ケア児等コーディネーター(郡山市)やこども家庭課の保健師に連絡が入り、支援をスタートするシステムがあります。

郡山市では医療的ケアを必要とするお子さま一人ひとりを適切な支援につなげていけるよう、障がい福祉課に医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。お気軽にご相談ください。

### ○医療的ケア児等コーディネーターってなあに?

皆様からの相談をもとに、『医療的ケア児』と『重症心身障害児』が地域で安心して暮らせるよう、医療、福祉、保健、教育、保育、行政の分野と連携し、適切な支援を総合調整するための専門員です。

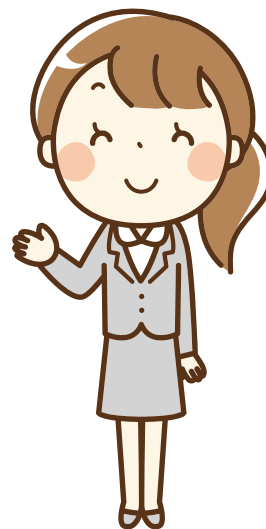
相談は、重症心身障害児のお子さまの相談もお受けしています。

※「重症心身障害」とは、児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にあることです。

### ○どんなことを相談できるの?

どんな支援が受けられるの? 子育ての悩み、保育所や幼稚園に通わせたい、小学校は? 医療的ケアや生活のお世話がたいへん、災害時の避難は? 等々ご心配なことがあれば、ご相談ください。

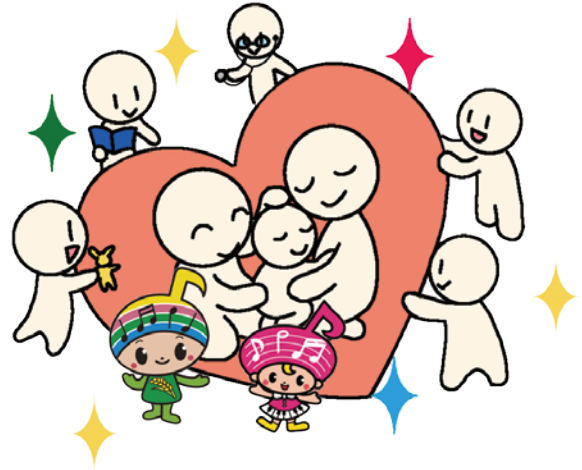
自分たちだけで  
動かなければ…と思わず、  
コーディネーターへ  
ご相談ください。一緒に  
考えていきましょう!



## 郡山市の支援体制はどうなっているの？

### 1) いけあキッズ郡山ルールについて

○医療的ケアや重症心身障害をお持ちのお子さんの在宅生活を支えるために…  
「郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き『いけあキッズ郡山ルール』」によりお子さんとそのご家族をサポートします。



○『いけあキッズ郡山ルール』ってなあに?…  
～チームで誰一人取り残されない支援を～  
医療的ケアを必要とするお子さんや重症心身障害をお持ちのお子さんとそのご家族が安心して地域の中で在宅生活が送れるよう、医療機関(病院)や福祉、保健、教育、保育、行政等の関係機関が支援チームとして連携・協働するためのしくみです。

### 支援チーム(多職種連携・協働)



総合相談窓口  
医療的ケア児等  
コーディネーター

※支援チームには調整役がいます。調整役は主に相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター(郡山市)が担っています。

<調整役の役割>

- ・関係機関との情報共有・連携
- ・本人・ご家族の相談や必要なサポート等



## ○どんな支援が受けられるの？

### ① 在宅時の生活支援

本人・ご家族が地域で安心して暮らせるよう、普段から関係機関による支援チームが連携し、入院及び支援を要する出来事や困り感等について早期に把握できるように支援します。

### ② 退院調整支援

入院から退院、在宅に移行する際、医療機関(病院)と関係機関が情報共有し、在宅生活に向けて安心して退院できるよう支援します。

### ③ ライフステージ毎の支援

ライフステージの変化(乳幼児期・学齢期・卒業後)や成長発達に合わせてチームで切れ目のない支援をします。

### ④ 災害時の対応

災害時の備えとして平常時からの備えについて、「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～」等で情報を提供します。

- ・災害に対する情報の入手について
- ・停電時の備え
- ・避難経路、場所
- ・災害発生時の対応
- ・緊急対応シートの作成 等

## ○子育てサポートブックを作りましょう！

支援チームが連携していくための情報共有のツールとして、「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～」を活用します。

お子さんの成長の記録をまとめておくことでサービスを受ける時にも役に立ちます。

(障がい福祉課で作成をお手伝いしますので、お気軽にお問合せください。)



※郡山市ウェブサイト

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>



## 2) 支援者とその役割

### どんな支援者がいるの？

医療的ケアのお子さんやご家族には、多くの支援者や支援機関が関わり、それぞれの役割を担っています。

	支援者	役割	主な支援機関
医療	医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもへの診察、投薬、処置</li> <li>・看護師等への医療的ケアやリハビリなどの指示</li> </ul>	病院・診療所
	看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもへのケアの実施や体調管理</li> <li>・家族へのケアの教育や医療に関する相談</li> </ul>	病院・診療所・訪問看護ステーション
	医療ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的・心理的・社会的な問題に関する相談</li> <li>・在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整</li> </ul>	病院
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもへの関節の変形を予防するための姿勢管理や、コミュニケーション手段の獲得、食べる・飲むなど摂食・嚥下などのリハビリテーションの実施</li> </ul>	病院・診療所・訪問看護ステーション
保育・療育	保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの発達を促すための保育や療育の実施</li> </ul>	保育所・認定こども園・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所
福祉	相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごとを整理し、活用可能なサービスや専門機関の紹介</li> <li>・計画相談の立案や支援者の調整</li> </ul>	相談支援事業所
	介護福祉士 (ヘルパー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介護支援</li> </ul>	居宅介護支援事業所
教育	特別支援教育専任指導主事 特別支援教育コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学や学校生活に関する相談</li> <li>・こどもの発達やニーズに応じた教育</li> </ul>	総合教育支援センター 幼稚園・小中学校・高等学校 学校・特別支援学校
行政	保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児やこどもの発達などに関する相談</li> <li>・こどものライフステージの節目(集団に入る時や就学時など)に関する相談及び関係部署との保健や福祉に関する連絡・調整</li> </ul>	こども家庭課・保健センター・障がい福祉課・保育課・保健所
	市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き</li> </ul>	障がい福祉課・保健所保健・感染症課ほか
	医療的ケア児等 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、福祉、保健、教育、保育、行政の分野と連携し、適切な支援を総合調整する。</li> <li>・サービスの紹介や相談、地域に必要な資源の改善・開発に向けて取り組む</li> </ul>	障がい福祉課

参考:「医療」の支援者の中には、ほかにも、歯科医師や歯科衛生士、薬剤師、栄養士などがいます。

## 4 退院に向けて準備すること

### 在宅生活へ移行するための準備(退院に向けて)はどうすればいいの？

郡山市では、「いけあキッズ郡山ルール」により、関係機関の情報共有と連携支援を進めています。

病院の医療ソーシャルワーカーや看護師、医療的ケア児等コーディネーター(郡山市)と相談しながら準備を進めていきましょう。

#### 1) ご家族が準備すること

- 医療機器の使い方やケアの方法や手順を覚えましょう。
- トラブルが起こった際の対応を練習しましょう。
- 入院中に外泊の体験をしましょう。
- 制度利用の申請の手続きを始めましょう。医療費の助成や手帳の申請など該当する方については、入院中から申請しておくとう安心です。
- ご自宅の環境調整をしましょう。  
ご自宅での生活に向けて、お子さんが使うベッドや医療機器・医療物品などの準備をしましょう。医療機器の電源が確保できるようにお部屋のコンセントの場所などを確認しながらレイアウトを考えていきましょう。医療機器の中には給付やレンタルできるものがあります。
- 移動手段をどうするか考えましょう。  
医療機器が必要なお子さんは、かなりの荷物量になりますので、大きいサイズの車が必要です。お子さんの大きさや障がいによって一般のベビーカーで大丈夫か、専用のバギーを作製するかも早めに検討するとよいでしょう。

#### 2) 地域の支援者との顔合わせ

病院は、ご家族の意向を確認しながら、訪問看護ステーション、保健師、医療的ケア児等コーディネーター(郡山市)などと連携をとりながら、ご自宅での生活を支えるための支援体制を整えます。

そして、自宅での生活を支えてくれる支援者が決まりましたら、病院に集まり、ご家族と一緒に具体的な支援内容を話し合っていきます。



#### ポイント

退院の話が出たとき、お子さんを自宅に連れて帰って大丈夫なのかなと誰しも最初は不安になります。

ご自宅での生活は、病院では味わえない家族との日常を経験することができ、お子さんの成長発達につながります。

### 3) 各種制度のご紹介

【問合せ】子育て給付課  
 こども家庭課  
 障がい福祉課  
 保健所保健・感染症課

☎024-924-2411  
 ☎024-924-3691  
 ☎024-924-2381  
 ☎024-924-2163

#### ① 医療費等の助成・給付、手当

< 医療費等の助成・給付 >

名 称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学 ~	中学 ~	高校 ~	18歳 ~	20歳 ~	
こども医療費助成 (子育て給付課)	郡山市に住所を有する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるこども。保険診療の一部負担金を助成(加入保険からの支給額を除く)	→							
ひとり親家庭 医療費助成 (子育て給付課)	ひとり親家庭の親の保険診療の一部負担金を受診月ごとに合算し、その金額が1,000円を超えた場合にその超えた金額を助成	→							
未熟児養育医療給付 (こども家庭課)	生まれたときに「未熟児」と診断されて指定医療機関に入院する場合、医療費の自己負担分の一部を助成	→							
小児慢性特定疾病 医療費助成 (こども家庭課)	18歳未満の児童が小児慢性特定疾病の治療を受ける場合、医療費の自己負担分の一部を助成  <b>(引き続き治療が必要と認められる場合には20歳に到達する日の前日まで)</b>	→							⇨
育成医療 (こども家庭課)	身体に障がいのある18歳未満の児童が指定医療機関で治療を受ける場合、医療費の自己負担分の一部を助成	→							
指定難病 特定医療費助成 (保健所保健・ 感染症課)	指定難病の治療を受ける場合、医療費の自己負担分の一部を助成	→							
重度心身障害者医療費助成 (障がい福祉課)	重度心身障がいをお持ちの方に対し、保険診療分の医療費の一部を助成	→							
		<b>18歳まではこども医療が優先となります。</b>							

< 各種手当 >

名 称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 ～	中学 ～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	
児童手当 (子育て給付課)	中学校修了前までの児童を養育している方  ※詳しくは、子育て給付課へ問合せください(☎024-924-2411)	→							
児童扶養手当 (子育て給付課)	ひとり親家庭等のため、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てられている方 父親や母親が心身に一定の障がいがある場合  心身に一定の障がいがあるときは、20歳に到達する日の前日まで ※詳しくは、子育て給付課へ問合せください(☎024-924-2411)	→							→
特別児童扶養手当 (障がい福祉課)	身体または精神に中度または、重度の障がいがある20歳未満の児童を監護している父若しくは母または父母に代わって児童を養育している方(ただし、所得制限があり、また児童が障がいを事由とする公的年金等を受給している場合や施設等に入所している場合は支給されません。)  ※詳しくは、障がい福祉課へ問合せください(☎024-924-2381)	→							
障害児福祉手当 (障がい福祉課)	20歳未満で、身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする方(ただし、所得制限があり、また児童が障がいを事由とする公的年金等を受給している場合や施設等に入所している場合は支給されません。)  ※詳しくは、障がい福祉課へ問合せください(☎024-924-2381)	→							
特別児童介護手当 (障がい福祉課)	次の障がい程度で、3歳以上20歳未満の児童を養育している親権者・後見人 (ただし、児童が施設等に入所している場合は支給されません。) ① 身体障害者手帳1.2級の児童 ② 療育手帳Aの児童  ※詳しくは、障がい福祉課へ問合せください(☎024-924-2381)		→						

## ② 障がい者手帳の種類

【問合せ】障がい福祉課

☎024-924-2381

保健所保健・感染症課

☎024-924-2163

障がい者の手帳には、以下の3種類があります。

種 類	等 級
身体障害者手帳	身体に障がいのある方(1～6級) 肢体不自由、視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語、またはそしゃく機能、 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能、小腸、免疫、肝臓機能
療育手帳	知的に障がいのある方(A・B)
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある方(1～3級)

所持することによって、障がいの種類・程度に応じた福祉の様々なサービス(福祉サービス、税金の減免や公共交通機関の運賃割引など)を受けることが可能になります。



## 5 生活の中で受けられる支援

### 成長に合わせたライフステージごとの支援は、どんなものがあるの？

お子さんの状態や成長とともに、必要に応じた支援を受けるための準備を進めましょう。



#### 1) 医療

##### ☆在宅医療とは…

医師が定期的にご自宅を訪問して日常的な医療処置や投薬などの健康管理を行うとともに、訪問看護や薬局などの医療関係者が連携して在宅での療養生活を支えることです。

##### 訪問看護・訪問リハビリとは…

看護師がご自宅を訪問し、医師の訪問看護指示書に基づき、お子さんの体調管理や看護ケアを行います。また、医師が必要と認める場合には、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)などが訪問しリハビリテーションを行います。

##### ○看護ケアの主な種類

病状の観察、人工呼吸器の管理、在宅酸素、経管栄養、吸入・吸引などの医療的ケア・管理・清潔ケア、摘便、授乳介助などの日常生活の援助・リハビリ指導など。

##### ○リハビリの種類

- ・理学療法(PT)：手足の訓練や、座る、這う、歩くなどの基本的な運動機能を身につけます。
- ・作業療法(OT)：食事、衣服の着脱、排泄などの生活習慣を身につけます。
- ・言語聴覚療法(ST)：身振りや話し言葉など、ことばの理解を進め、コミュニケーション力を育てます。

※小児のリハビリは、障がいの状態や発達段階に合わせ、そのお子様の潜在的な能力を引き出し、適応能力を伸ばし、心身機能の成長発達を促します。

また、遊びを通じ、呼吸リハビリやポジショニング、体位保持、腹臥位や座位保持の工夫など運動学習や思考力やコミュニケーション力を育てる心理療法や、食べ物を上手に飲み込めるようにする摂食指導などもあります。



※訪問看護一覧(P42) 郡山市ウェブサイトでもご覧いただけます。  
医療的ケアや重症心身障害をお持ちのお子さまへの支援について  
URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>

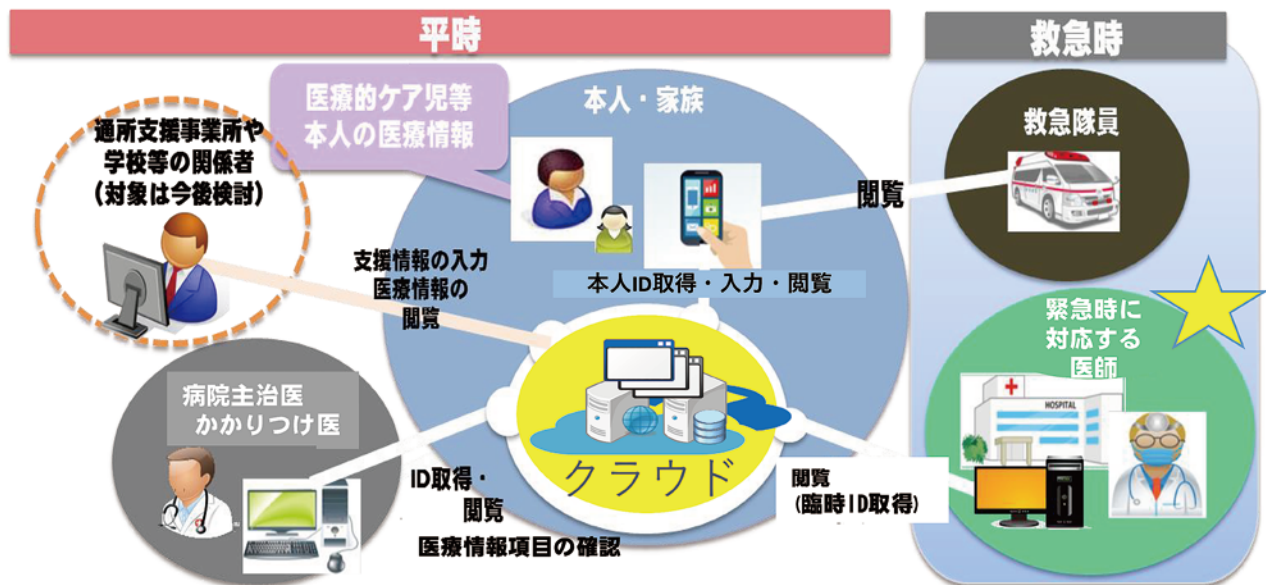


## ☆医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)とは…

救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関(特に、救急医)が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。

### 医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS) について

- 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、**全国の医師・医療機関(特に、救急医)が迅速に必要な患者情報を共有**できるようにするためのシステム。
- 医療的ケア児等は、原疾患や心身の状態が様々であり、遠方で緊急搬送等された際にも速やかに医療情報の共有を図る必要があることから、平成28年度に調査研究を開始(検討会構成員:東京大学大学院医学系研究科教授、小児救急科医長、重症心身障害児保護者団体会長等)。令和元年度～システム開発、令和2年5月1日からプレ運用を開始。
- プレ運用の結果を踏まえて、可能な範囲での改修を行い、令和2年7月29日に本格運用を開始。



MEIS: **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称

※厚生労働省ホームページ

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09309.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html)





## 2) 保健

【問合せ】こども家庭課 ☎024-924-3691

### 保健師や助産師からはどんな支援が受けられるの？

保健センター及びこども家庭課に「子育て世代包括支援センター」を併設し、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を行います。

妊娠届の時から、お住まいの地域を担当する保健師・助産師が相談をお受けしていますので、お子さんのこと、ご自身のこと、ご家族のこと等相談できる身近な相談窓口としてご利用ください。

#### 【母子保健に関する相談窓口】

施設名	電話番号	場 所	担当地域
中央保健センター・ 子育て世代包括支援センター	024-983-8300	郡山市保健所内1階	下記保健センター以外の地域 (富田町・旧市内)
南保健センター・ 子育て世代包括支援センター	024-973-8621	安積行政センター内	安積町・三穂田町 田村町・中田町
北保健センター・ 子育て世代包括支援センター	024-973-8622	富久山行政センター内	富久山町・日和田町 喜久田町・西田町
西保健センター・ 子育て世代包括支援センター	024-973-8623	片平行政センター内	大槻町・片平町 逢瀬町・湖南町 熱海町
こども家庭課・ 子育て世代包括支援センター	024-924-3691	こども総合支援センター (ニコニコこども館 3階)	全市

こども家庭課では、乳幼児健診、お子さんの発達に関する教室等を行っています。



#### ポイント

各保健センター保健師は、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら一緒に支援を行います。保護者の方が相談しやすい方に連絡や相談をしていただいで良いですよ。

### 3) 福祉

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

## 障がい福祉のサービスってどんなものがあるの？

障がい福祉の各種サービスは、障害者手帳の有無、障がい種別や程度(級)など細かい基準があるほか、病気や障がいの程度、生活状況、収入など各種条件により、受けられるサービスが異なります。

### ① 障害者総合支援法による障がい福祉サービス

主に重症心身障がいのあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんに対応できるサービスを紹介します。

	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の手助けや家事などを支援します。また、通院するときの付添いをします。
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする方が病気などで不在のときに、施設で一時的に預かり、日常生活の世話をします。
相談支援系サービス	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある方について、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等利用計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。 ※担当の計画相談支援員はチームの調整役になります。

### ② 地域生活支援事業(地域の実情に合わせて市が独自に行うサービスです)

事業名	内容
移動支援事業	全身性障がい等により外出が困難な人に、介助者を派遣します。
訪問入浴サービス事業	自宅で入浴困難な重度障がい者等を訪問し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がい児者の介助者が不在で日中介護ができないときに、施設等で一時的にお預かりします。
相談支援事業 (委託相談)	郡山市から委託を受けた相談支援事業所(市内に7か所)が当事者やご家族からの地域生活に関する相談に応じ、障がい福祉サービスの利用を一緒に考えます。 ※居住する地区ごとに事業所を割り当てています。

### <相談支援専門員について>

障がい福祉サービスについて相談できる相談支援専門員には、委託相談員と計画相談員がいます。どちらの相談員も相談支援事業所(P6)に所属しています。郡山市では新規で福祉サービスを利用する方は、委託相談員へ相談することができます。サービス利用開始時の計画はセルフプラン(保護者の方が作成する)でお願いしていますが、お子さんの状況に応じて計画相談員を調整する場合があります。

### <レスパイトについて>

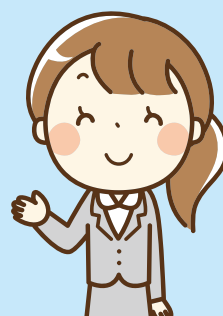
障がい福祉サービスでの利用と医療保険での利用があります。お子さんによって利用できる施設等が異なりますので、まずは、調整役(計画相談員、もしくは医療的ケア児等コーディネーター)へご相談ください。

## 障がい福祉サービスの利用について

お子さんとご家族の状況や要望によって、利用するサービスの内容や利用を開始する時期は異なります。

今、何に困っているのか、どんな支援があると助かるのか等を調整役にお伝えください。

調整役と一緒に考えていきます。



## ポイント

お子さんが受ける家族以外の人による支援は、時間をかけて段階的(自宅内支援→自宅外支援、日中預かり→宿泊など)に進めていくことをお勧めします。そうすることで、お子さんと支援者との良好な関係性を無理なく築き上げていくことができるでしょう。

※障がい者(児)施設 郡山市ウェブサイト

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5414.html>



「みんなで支える障がい者の自立」(障害者総合支援法のパンフレット)  
障がい福祉サービスを利用するにあたっての、利用の流れ等をまとめたパンフレットです。

郡山市ウェブサイト

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5490.html>



## バギーや装具、吸引器などが必要な時に利用できる制度は、 どんなものがあるの？

### ◆障害者総合支援法・地域生活支援事業によるもの(障がい福祉課が担当しているもの)

#### 【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている方

#### 【内容】

- 補装具……身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入や修理、借受けを必要とする方に、障がいの内容や程度によって補装具費の支給を行います。利用にあたっては、補装具を**購入する前に申請が必要**です。
- 日常生活用具……在宅の重度身体障がい者及び重度障がい児(者)、難病患者の方の日常生活の利便性を図るため、日常生活用具をその品目により給付又は貸与します。

#### 【種目】

##### ○補装具

###### <肢体不自由>

義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ・座位保持いす・起立・保持具・頭部保持具・意思伝達装置

###### <視覚>

視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡

###### <聴覚>

補聴器・人工内耳用音声装置(修理のみ)

##### ○日常生活用具

###### <介護・訓練支援用具>

特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練ベッド

###### <日常生活支援用具>

入浴補助用具・便器・頭部保護帽・T字状・棒状のつえ・移動・移乗支援用具・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用お知らせアラーム

###### <在宅療養等支援用具>

透析液加温器・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)・酸素ポンプ運搬車・盲人用音声体温計・盲人用体重計・音声血圧計

###### <情報・意思疎通支援用具>

携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・ワンセグラジオ・視覚障害者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭・人工内耳体外装置用充電器・人工内耳体外装置用充電電池・人工内耳体外装置用完全防水アクセサリ

<排泄管理支援用具>

ストーマ用装具(消化器系)・ストーマ用装具(尿路系)・収尿器

<住宅改修>

居宅生活活動動作補助用具

<点字図書>

<非常用電源等>

発電機、ポータブル電源(蓄電池等)、カーインバーター(※いずれか一種目の給付)

【申請】

○補装具

①補装具費支給申請書 ②身体障害者手帳(難病等で手帳の取得ができない方を除きます。) ③窓口に来る方の本人確認書類 ④見積書

※補装具の種目により又は児童(18歳未満)の場合には、指定医師の意見書が必要になります。

また、難病等の方は、疾病名により診断書等が必要になることがありますので、事前にご相談ください。

○日常生活用具

①日常生活用具給付(貸与)申請書 ②同意書 ③身体障害者手帳又は療育手帳 ④窓口に来る方の本人確認書類 ⑤申請者本人の「個人番号カード」又は「通知カード」

※同意書がある場合は不要です。

【自己負担】

○補装具

基準額までは原則1割負担。ただし、所得区分に応じた月額上限額があります。

※本人又は世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

○日常生活用具

基準額までは原則1割負担。ただし、収入等に応じて上限額が設定されています

※本人又は世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

※身体障がいの種別、等級によって交付種目が違います。

※種目により、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も対象となる場合があります。詳しくは担当にお問合せください。

## 「補装具」あれこれ

補装具は、身体障がいのあるお子さんの身体機能を補完・代替する道具です。身体障害者手帳の内容や等級によって、対象となるものが決まっていますので、便利そうでも身体の状態や生活環境によっては使えないものもあります。

主治医やリハビリの先生に相談又は、市障がい福祉課に聞いてみてください。

### 主な補装具(例)

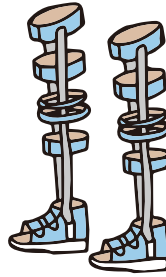
お子さんの体型に合わせて製作されます。



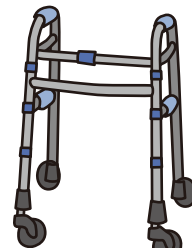
補聴器



バギー型車いす



下肢装具



歩行器



車いす

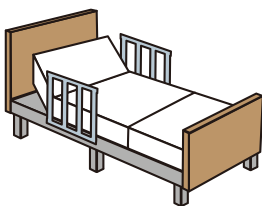
## 「日常生活用具」あれこれ

日常生活用具は、お子さんやその家族の日常生活を支える道具です。

市が給付もしくは貸与するものもあります。ただし、便利そうでもお子さんの状態や年齢によっては申請できないものもあります。

市障がい福祉課にご相談ください。

### 主な日常生活用具(例)



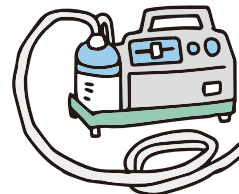
特殊寝台  
(介護用ベッド)



ヘッドガード



ネブライザー  
(吸入器)



電気式たん吸引機



パルス  
オキシメーター

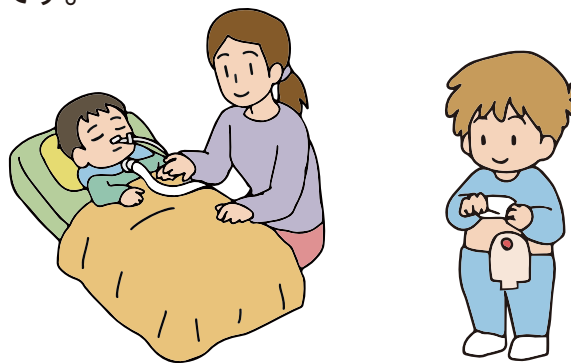
**④ 身体障害者手帳の交付対象とならない方が受けられるサービス**  
**○郡山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業**

【問合せ】こども家庭課 ☎024-924-3691

小児慢性特定疾病医療費支給認定者で、在宅で療養することに対し、日常生活に支障がある方に対して、便器やその他の日常生活用具購入費を一部助成します。

**【対象者】**

1. 郡山市内に住所(住民票)があり、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
2. 以下の対象用具の表の「対象者」欄に該当する方
3. その他の福祉制度での日常生活用具給付の対象とならない方の条件を全て満たす方です。



## 【用具の種目及び給付の対象者】

種 目	対象者	性 能
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	<sup>じよくそう</sup> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。



## ○難聴児補聴器購入費等の助成

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成しています。

※購入する前に申請が必要です。

※対象となる補聴器については障がい福祉課にお問合せください。

【対象者】 次の①～④全てにあてはまる方

- ① 郡山市に住所を有すること
- ② 18歳未満であること
- ③ 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと
- ④ 対象児の世帯に、該当年度の市民税所得割が年額46万円以上の方がいないこと(4月1日から6月30日までに申請する場合は、前年度の市民税所得割額)

【助成額】

- ① 補聴器の購入 購入費の2/3の額(基準額あり)
- ② 補聴器の修繕 修繕費の1/2の額(基準額あり)

【申請】

- ① 難聴児補聴器購入費等助成申請書
- ② 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が作成した意見書
- ③ 見積書
- ④ 窓口に来る方の本人確認書類

## 4) 療育

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

### 療育にはどのようなサービスがあるの？

お子さんの持っているさまざまな可能性の発見や、楽しみや生活の場が広がるなど、お子さんの状態に応じた個別支援を行います。

#### ○児童福祉法による障がい児通所支援

利用するには障がい福祉課で障害児通所給付の支給申請を行い、支給決定を受けることが必要です。手続きの流れについては次ページ(P23)をご覧ください。

利用料金については原則1割負担となりますが、保護者の課税状況に応じた負担軽減措置があります。

サービスの名称	内容
児童発達支援(未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援(肢体不自由の未就学児)	上記児童発達支援及び治療を提供する。 ※利用に当たっては福島県総合療育センターの意見書が必要です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で外出が困難な児童の居宅を訪問し、上記児童発達支援を提供する。
放課後等デイサービス(就学児)	放課後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所等(小・中・高校や学童保育等を含む)を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 ・児童本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等) ・訪問先施設スタッフ等に対する支援(支援方法等の助言等)

※事業所一覧(P40) <医療的ケア児が利用できる社会資源>

郡山市ウェブサイトでもご覧いただけます。

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>



#### 児童発達支援事業所の支援イメージ

- ・小集団による活動: リズム遊び、日常生活の獲得
- ・専門職による療育: ことばの練習、歩く練習
- ・保護者支援: 学習会、仲間づくり



#### ポイント

お子さんに合った療育を受けることは、お子さんの成長発達に良い影響を与えるだけでなく、お子さんの生活の楽しみを増やすことができます。

## 《障がい福祉サービス利用までの流れ》

### 相 談

調整役(相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター)に福祉サービス等の利用について相談をしましょう。

### 利用に向けての準備

必要な書類の準備

「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～」の作成をしましょう。  
※障がい福祉課で記入のお手伝いをします。



### 希望するサービス提供事業所の見学・選定

事業所に連絡し、見学しましょう。  
※調整役が連絡・調整のお手伝いをすることも可能です。

### 受給者証申請

利用する事業所が決まったら、障がい福祉課で受給者証の申請をします。

サービス等利用計画・  
障害児支援利用計画  
またはセルフプラン  
の作成(※1)

### 受給者証交付

障がい福祉課から受給者証が  
交付されます。(郵送)

(※1) サービス利用者支援のための総合的な支援計画です。本人の解決すべき課題、支援方法、利用するサービスなどが記載されます。相談支援専門員が作成する場合と、相談支援専門員に代わり、本人、ご家族が作成するセルフプランがあります。

### 利用契約

事業所と契約を結びましょう。

### サービス利用開始

※医療的ケア児が利用できる社会資源(P40)郡山市ウェブサイトでもご覧いただけます。  
URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5489.html>



## 5) 保育

【問合せ】保育課 ☎024-924-3541

### ○子どもを保育所に預けて働きたい

郡山市には、看護師を配置して医療的ケアを実施するなど、お子さんの状態に合った保育を受けることができる認可保育施設もあります。

保育施設の利用をご希望の方は、下記の期間をめやすに担当窓口までお問合せください。

- ・4月入所の場合:前年11月の受付期間内
- ・4月入所以外の場合:入所希望日の4か月前から2か月前まで



### ○対象

保護者の就労等により保育の必要性を認定された医療的ケア児等で、以下の要件を満たす者

(1) 集団保育が可能であること。

#### 〈集団保育の判断基準〉

- ①集団で生活することが、医療的ケア児等の健康上及び安全上問題とならないこと。
- ②医療的ケア児等が集団で生活することが、共に生活する医療的ケア児等以外の児童においても健康上及び安全上問題とならないこと。
- ③医療的ケア児等に対し医療的ケア等を施す以外は、常に個別対応を必要としないこと。
- ④保育の必要性があり、医療機関との相談の中で、集団保育が可能であると確認されていること。
- ⑤病状や健康状態が安定していること。
- ⑥日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケア等が確立し、保護者による安定した医療的ケア等が行われていること。
- ⑦病状や医療的ケア等に関する情報を保護者と市、保育施設、嘱託医等その他関係する機関で十分に共有できること。
- ⑧保育施設での受け入れ体制(人員配置や施設環境)が整えられていること。

(2) 疾患が相対的に安定した後の状態であって、主治医等が指示する施設内における医療行為及びその他必要な行為(以下「医療的ケア等」という。)が具体的に文書により指示できること。

(3) 主治医等が指示する医療的ケア等の内容が、施設内で安全に実施することが可能であると施設の嘱託医及び看護師が認めること。

(4) 保護者の送迎により通所できること。

(5) 保護者と緊急連絡体制を整えることができること。

(6) 緊急時に対応できる主治医等が市内にいること。

※利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により入所できない場合もあります。

### ○保育コンシェルジュ

「保育コンシェルジュ」が保育サービスの情報提供や育児に関するご相談をお受けします。また、利用者の方と保育施設等のマッチングのサポートを行います。

※郡山市ウェブサイト

医療的ケア児等の認可保育施設入所申込について

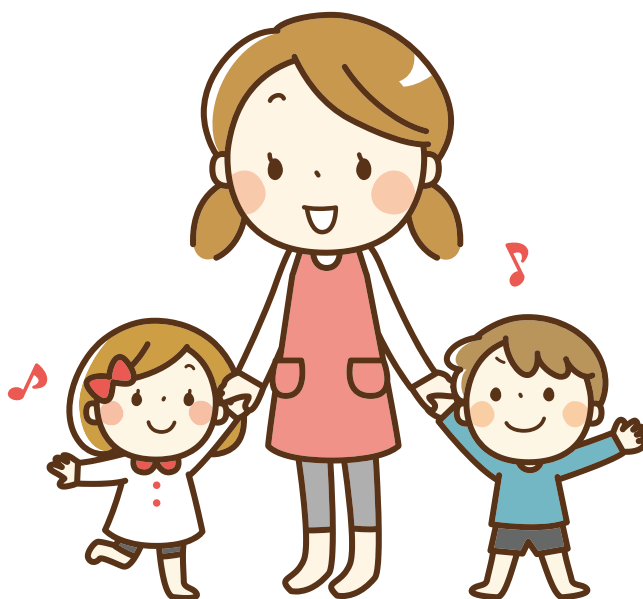
<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/96449.html>



## 幼稚園等に入園したいときは、どうすればいいの？

幼稚園等の受入れについては、各幼稚園等へ個別に相談となります。医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）がお手伝いをしますので、幼稚園の入園を希望される場合は医療的ケア児等コーディネーター（郡山市）までお問合せください。

（入園申込方法や保護者負担額等については、各園によって異なります。）



## 6) 教育

【問合せ】総合教育支援センター ☎024-924-2541

### ◆医療的ケアが必要なこどもの就学について

医療的ケアが必要なお子さんが、小・中・義務教育学校に入学するときは、郡山市の教育支援委員会が審議を行い、お子さんの状態に合った就学先(通常学級、特別支援学級、特別支援学校)を案内いたします。また教育支援委員会では、学校での医療的ケアの可否についても判断いたします。

就学までの流れは以下のとおりになります。



生まれてから入学2年前までの準備は？



#### 【誕生～年中中期】

○障がい福祉課、医療的ケア児等コーディネーターとの相談および「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～」の作成

#### 【年中中期4月～3月】

○総合教育支援センター特別支援教育専任指導主事・総合教育支援センター看護師・医療的ケア児等コーディネーターとの相談

- ・就学先について(就学を考えている学校や学級の情報収集)
- ・必要な医療的ケアについて(必要に応じた医療機関への受診や検査等)



来春小学校入学です。1年前の準備は？

#### 【年長期4月～9月】

○学区の小学校での就学相談および事務手続き(お住いの学区の小学校が相談窓口です)

- ・学校では保護者からの事前連絡を受け、日程調整の上就学相談を行い、「教育相談票」を作成(内容によっては幼稚園や保育園、事業所等で記入してもらうところもあります)
- ・学区の小学校から「教育相談票」の受け取り
- ・診断書やリハビリテーション計画書、心理検査報告書等必要書類の確認および学校に提出する時期の確認
- ・医療的ケア関係書類の準備(様式は学校から受け取れます)

※特別支援学級の見学については、5～6月に2日間、学校ごとに設定されます。各幼稚園、保育園、事業所等に見学日程一覧を送付してお知らせします。都合が合わない方は、各自学校と相談してください。

○就学を希望する特別支援学校での見学や就学相談

- ・特別支援学校に就学を希望される方は、総合教育支援センターでの相談後、お子さんと一緒に該当障がい種特別支援学校での個別の就学相談が必要

※保護者のみで行う見学会と個別の就学相談は異なりますのでご注意ください。

## 【年長期7月～11月】

### ○郡山市教育支援委員会

- ・学校を通じて提出された資料をもとに、お子さんの特性等に合った就学先について審議・判断及び医療的ケアの可否の審議・判断
- ・審議結果は学区の小学校長から保護者へ説明

## 【年長期10月】

### ○就学时健康診断

- ・10月初め、市教育委員会から小学校の入学通知書が郵送
- ・入学通知書持参で指定の日時にお子さんと学区の小学校で健康診断を受診

※就学时健康診断を受けるのに支援が必要、または難しい場合には学区の小学校に事前にご相談ください。

## 【年長期11月】

### ○教育相談を通じて十分な理解のもと、11月末までに「承諾書」を学区の小学校に提出

- ・様式は小学校で配付
- ・学校は「承諾書」を市教育委員会に提出
- ・「医療的ケア決定通知書」を受けて「承諾書」の提出

## 【年長期1月～入学】

### ○特別支援学校への入学通知、特別支援学級への入級許可書の送付

- ・2月中頃までに、「**特別支援学校 入学通知**」が県教育委員会から保護者に送付
- ・同時期に、「**特別支援学級 入級許可書**」が市教育委員会から保護者へ送付



いよいよ入学です！ 入学に必要なことは？

## ～郡山市立小学校に入学する場合に必要なこと～

最終の教育支援委員会の前(入学前年11月上旬)までに医療的ケアに関する申請書等を学校に提出する。学校でケース会議等を行って情報共有し、不安なく入学できるようにする。

- ①入学前年11月上旬までに、医療的ケア実施申請書(様式1)に医療的ケア実施に係る主治医意見書(様式2)、医療的ケアに関する指示書(様式3)、同意書(様式4)を添付し、校長に提出する。郡山市教育支援委員会で学校における医療的ケアの可否を判断し、保護者へ通知する。
- ②主治医の指示書等に係る文書料、主治医の看護師等に対する指導料等に係る費用を負担するとともに、医療的ケア実施に必要な器具等を持参する。
- ③登校時に対象児童生徒の健康状態について、学校に報告する。
- ④医療的ケアの内容について変更が生じたときは、速やかに学校に報告する。
- ⑤緊急時の連絡先を明確にし、学校に届ける。
- ⑥市立学校において医療的ケアを行うにあたり、看護師及び担任等との信頼関係を築き、日頃から連携を密にし、体調・観察状況等についての的確に報告するなど、学校に確実な情報提供を行う。
- ⑦入学後は医療的ケアの種類や程度等により、総合教育支援センター看護師または訪問事業所看護師が対応する。

※看護師が不在の日は、保護者が対応する。

## ～特別支援学校に入学する場合に必要なこと～

医療的ケアに関する申請書等を学校に提出する。(提出時期は、入学時や入学後等、各学校により異なります。)学校で事前相談等を行って情報共有し、不安なく入学できるようにする。就学前に医療的ケア実施個別マニュアルがあれば情報共有の際に活用することができます。

○各支援学校が求める様式等に従って、書類を提出する。

※一定期間付き添いが必要な場合がある。(詳しくは各支援学校にお問い合わせください)。



### 支援のイメージ:小・中学校と保護者との連携

- ・お子さんの健康状態や医療的ケア実施状況などについて情報を共有する。
- ・新たな医療的ケアを行う際には保護者と一緒に医療的ケアの対応方法の検討をする。
- ・お子さんが他の児童たちとどう過ごしているか、また、他の児童の様子について伝える。



### 重要!周囲の児童や保護者への理解促進

医療的ケアのお子さんの困難さや配慮してほしいことなどを、入学の前後に、周囲の児童や保護者に説明を行う。(説明の実施や内容については、お子さんや保護者の方と事前に相談をします)



### 特別支援学校ってどんなところ?

特別支援学校(P29)では、お子さんの特性に合わせた、より専門的できめ細かな指導が受けられます。医療的ケアが必要なお子さんも、学校に通い、たくさんのお友達や教員とのふれあいの中で成長することができます。

また、特別支援学校の地域支援センター(P29)では就学前のお子さんの養育などに関する相談が受けられます。ぜひ、ご利用ください。

- ・自分の体を感じたり、体の使い方や動かし方を学ぶことができます!
- ・自分の体の動きを通じ、教員とのやりとりを介してコミュニケーションの力を育むことができます!

障がいや病気によって毎日学校に通学することが難しいお子さんは、教員が家庭に訪問して授業を行う「訪問学級」を受けることができます。スクーリングといって学校行事への参加など通学の機会もありますよ。



## 特別支援学校

学校名	種 別	所在地	電話番号
福島県立あぶくま支援学校	知的障がい	〒963-0714 郡山市中田町赤沼字杉並139	024-956-1901
福島県立須賀川支援学校	病弱虚弱	〒962-0868 須賀川市芦田塚13-5	0248-76-2511
福島県立須賀川支援学校郡山校	病弱虚弱	〒963-8021 郡山市桜木二丁目21-13	024-933-4136
福島県立郡山支援学校	肢体不自由	〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台1	024-951-0247
福島県立聴覚支援学校	聴覚障がい	〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮西32	024-951-2081
福島県立視覚支援学校	視覚障がい	〒960-8002 福島市森合町6-34	024-534-2574

## 地域支援センター

学校名	地域支援センター名称	電話番号	相談専用携帯
福島県立あぶくま支援学校	なないろ	024-956-1910	080-7113-3018
福島県立須賀川支援学校	きらり	0248-76-2511	080-3219-8021
福島県立郡山支援学校	ぐんぐん	024-951-0298	080-7307-7175
福島県立聴覚支援学校	みみらんど・郡山	024-951-2081	080-7674-0565
福島県立視覚支援学校	目の相談室 のびのび	024-534-2574	080-7347-3908

## ～放課後児童クラブの入所を希望する場合に必要なこと～

### 放課後児童クラブとは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊び及び生活により健全育成を図る場です。

児童クラブでの安全確保や医療的ケアに必要な環境整備が困難などの理由により、児童クラブでの受入れができない場合もありますので、事前にこども総務企画課(☎024-924-3801)へご相談ください。

## 6 よくある質問(Q&A)

ここでは、日頃、支援している中で、ご家族からいただくことが多い質問についてお答えします。

### Q 自宅で生活を送る中で困ったときの相談は、だれにすればいいですか？

A お子さんのご家族の体調面に関する相談や医療的ケアの手技など在宅療養に関する細かい相談は、かかりつけの病院スタッフや訪問看護師などが対応してくれます。また、お子さんやきょうだいの発育・発達などの育児全般や今後の生活の不安などの相談は、地域の保健師や医療的ケア児等コーディネーターが対応してくれます。障がい福祉サービス等の利用に関する相談は、相談支援専門員や病院の医療相談室のスタッフが対応してくれます。

ただし、上述した内容に限らず、いずれの支援者も、ネットワークを持っていますので、在宅生活で困ったことが生じたときには、まずは、すぐ近くにいる支援者にSOSを発信してください。ご家族と一緒に考え、必要な支援につなげてくれますよ。

### Q 自分が体調を崩したときや妊娠・出産時に、通院や入院をしなくてはならなくなったとき、どうすればいいですか？

A お子さんの医療的ケアを中心に行っているご家族の方が体調を崩してしまった場合、誰かにケアを替わってもらわなくてはなりません。日中の短時間の通院であれば、自宅における訪問看護を利用することができます。それ以上の時間を要する場合は、日中一時支援を行う事業所でお子さんを預かってもらうことが可能です。入院することになった場合、短期入所(ショートステイ)の利用が可能です。日中一時支援・短期入所の利用におきましては、医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所に限りがあります。また、事前に契約を済ませておく必要がありますし、お子さんが事業所の生活に慣れている必要があります。いざという時に困らないためにも早めに利用に向けて準備しておくことをお勧めします。

### Q きょうだいの保育園や習い事等の送り迎えができないときは、どうしたらいいですか？

A きょうだいの保育園等の送迎は毎日のことなので、親族や友人に協力してもらうこともよいですが、訪問看護の時間をうまく活用し、お子さんが支援を受けている間に、介護者がきょうだいの送り迎えをすることもできます。また、ファミリーサポートセンター(有料)のサービスを活用して送迎をお願いすることもできます。利用にあたっては事前に会員登録が必要です。

【問合せ】ファミリーサポートセンター ☎024-924-1904(ニコニコこども館1階)

## Q 障がいのあるお子さんの子育てをしている他の家族と知り合う方法はありますか？

A 同じ状況のお子さんをもつご家族から、直接経験談などを聞いてみたい場合は、お子さんが入院中であれば担当の看護師や医療ソーシャルワーカーに、また、担当の保健師・相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターに紹介してもらえるか相談してみましょう。

## Q 特別支援学校と特別支援学級はそれぞれどんなところですか？

A 特別支援学校は、様々な障がいにより学習や日常生活における困難性が高いお子さんに対して、小・中学校に比べて、お子さんの特性に合わせた、より専門的できめ細かな指導を行っています。

特別支援学級は、お子さんの教育的ニーズに応じた指導を行う小・中学校に設置された学級の一つです。市内には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴の特別支援学級があります。また、通常学級に在籍しながら、通級指導を受けられる学校もあります。

教育相談においては、お子さんの発達・成長を促す適切な就学先を保護者の方の意向を尊重して一緒に考えていきます。

まずは、総合教育支援センター(☎024-924-2541)にご相談ください。

## Q 自宅で子どもをお風呂に入れるのに、ベビーバスを活用していますが、成長にともない、ベビーバスでは体が収まりきれなくなってきました。何かいい方法ありますか？

A お風呂に入ると、体の衛生面を保てるほかに、痰を出しやすくしたり、リラックスできるなど様々な効果が得られます。したがって、お子さんの成長(体格や体重)に応じて、また、介護する人の体調や家屋環境に応じて、毎日の生活の中で安全に楽しく続けられる入浴方法を取り入れていけるとよいでしょう。お子さんが小さいうちは、ベビーバスや園芸用のたらい、ビニールプールなどをお子さんの成長に応じて上手に活用している方もいますが、入浴後、お湯を捨てたりするのが意外と大変な作業となります。また、抱き抱えての入浴介助は、介助者の腰や肩、膝関節に大きな負担がかかります。決して無理はせず、居宅介護(ヘルパーによる支援)または訪問入浴の活用、福祉用具(浴用椅子など)や福祉機器(リフトなど)の導入など福祉サービスの利用をお勧めします。お子さんや介護者にとって最も安全に継続できる入浴方法を獲得するために、ご家族だけで悩まずに、まずは、担当の訪問看護師さんやリハビリ専門職等に相談してみてください。

## 7 災害時の対応について

※別冊「郡山市 医療的ケア児と保護者向け災害時対応ガイドブック」を参考にしてください。

※郡山市ウェブサイト

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/103410.html>



## 8 受けられる福祉制度

### 1) 手当・助成

●紙おむつ券の交付(治療材料給付券) 【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

#### 【対象者】

<次のいずれにも該当する方>

- ① 在宅の方
- ② 身体障害者手帳1・2級又は同程度の障がいのある方で、下肢又は体幹に障がいがある方
- ③ 知覚、ぼうこう及び直腸障がいその他運動機能障がいを持つ方
- ④ 褥瘡、尿路感染症、膀胱炎、排泄障がいなどの症状を有し、又は予防のために治療材料を必要とする方

・③と④の症状については、指定の証明書を使用し、医療機関に証明してもらう必要があります。

#### 【支給額】

月額3,000円(給付券として交付いたします。)

#### 【給付品目】

消毒液・脱脂綿・油紙・両面バンソーコー・バンソーコー・ガーゼ・ゴム手袋・綿球・ピンセット・安楽尿器・バット・浣腸液・紙おむつ・円座・おむつカバー・医療用ソフトシート・清拭剤・ネル

#### 【給付券の交付】

- ① 交付開始時期 申請の翌月分(月の初日は当月分)から支給されます。
- ② 交付方法 1年分を2回に分けて交付いたします。(4.10月に郵送)

#### 【申請に必要なもの】

- ① 郡山市在宅重度障害者対策事業受給資格申請書
- ② 医師の証明書(様式があります。)
- ③ 身体障害者手帳

<申請窓口>

障がい福祉課、各行政センター

## ●ストーマ券の交付(衛生材料給付券)

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

### 【対象者】

<次のいずれかに該当する方>

- ① 人工肛門又は人工ぼうこうを造設し、身体障害者手帳の交付を受けていない方で、衛生材料を必要とする在宅の方
- ② 人工肛門又は人工ぼうこうを造設し、身体障害者手帳の交付を受けている方で、日常生活用具における「ストーマ用装具」の給付を受けることのできない在宅の方

### 【支給額】

月額4,000円(給付券として交付いたします。)

### 【給付品目】

人工肛門及び人工膀胱造設者用接着式袋・ベルト・入浴パック・腹巻・皮膚保護用パック・リング・医療用ソフトシーツ・伸縮性バンソーコー・消毒綿・洗浄液バック・両面粘着シート・脱臭剤・ガーゼ・油紙・消毒液

### 【給付券の交付】

- ① 交付開始時期 申請の翌月分(月の初日は当月分)から支給されます。
- ② 交付方法 1年分を2回に分けて交付いたします。(4.10月に郵送)

### 【申請に必要なもの】

- ① 郡山市在宅重度障害者対策事業受給資格申請書
- ② 人工肛門(人工ぼうこう)を造設していることがわかる証明書(医療機関の任意の用紙)

<申請窓口>

障がい福祉課、各行政センター

## ●特定疾患患者福祉手当

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

### 【対象者】

次のいずれかに該当する方に支給されます。(①～③以外は対象外です。)

- ① 指定難病にり患している方
- ② 慢性透析療法を受けている方
- ③ 脊髄疾患患者で、身体障害者手帳1級に該当し、かつ、運動、知覚及びぼうこう直腸障がいを伴う方

### 【支給の制限】

ご家族の所得が一定額以上の場合は支給されません。

※詳しくは障がい福祉課へ問合せください。

### 【手当額(支給月)】

月額 4,000円 (年3回3・7・11月)

### 【申請に必要なもの】

障がいの種類によって書類が異なりますので、詳しくは障がい福祉課へご相談ください。

- ① 申請書
- ② 本人名義の通帳
- ③ 同意書
- ④ マイナンバー制度に伴う必要書類
- ⑤ 受給資格別必要書類

<申請窓口>

障がい福祉課、各行政センター(富田は除く)

## ●在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

### 【対象者】

在宅で、酸素濃縮器を利用している呼吸器機能障がいの1級・3級の方  
(毎月の電気料金の一部を助成します。)

【支給の制限】次の事項に該当するときは、支給されません。

- ① 病院などに2か月を超えて入院しているとき。
- ② 施設などに入所しているとき。

### 【手当額(支給月)】

月額2,000円(年4回3・6・9・12月)

### 【申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳
- ② 酸素濃縮器使用証明書(市の様式) ※酸素濃縮器リース会社からの証明必要
- ③ 本人名義の通帳

<申請窓口>

障がい福祉課、各行政センター

## ●車いす対応車の購入・改造の助成

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

車いすを常時必要としている身体障害者等の方のための「車いす対応車」の購入・改造費用の一部を助成します。

【対象者】次のいずれにも該当する方

- ① 車いすを常時必要とする身体障害者若しくは身体の不自由な方又はそういった方と生計を一にする親族の方
  - ② 市税等を滞納していない方(申請者=車の名義人)
  - ③ 前年(1月から6月までは前々年)の所得額が所得制限限度額以内の方
- ※詳しくは障がい福祉課へお問合せください。

### 【対象経費】

- ① 自動車の乗降をしやすくするための改造に要する経費。  
(回転シート・リフトアップ・車いす収納・車いす固定・車いす用リフトなど)
- ② これらの装置があらかじめ装備されている車(車両本体価格に装備の金額が含まれている車)を新たに購入する場合は、同型の一般車両の本体価格との差額。

### 【助成額】

対象経費	助成額
30万円以上の場合	対象経費の1/3の額(上限20万円)
10万円以上30万円未満の場合	10万円
10万円未満の場合	対象経費の実額

※事前申請が必要ですので、発注・改造・購入前に、障がい福祉課へご相談ください。

## 2) 税の減免等

### ●軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・自動車税環境性能割

【問合せ】自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免申請について

県中振興局県税部 ☎024-935-1261

軽自動車税種別割の減免申請について

市民税課 ☎024-924-2081

自動車に関係する税については、障がい者1人につき1台が対象となりますが、障がいの種別・障がいの程度などにより、減免の適用が異なります。

#### 【要件】

- ・18歳未満の障がい児と同居し、生計を同じくする家族名義の自動車であること。
- ・障がい児の通院・通学・通所、生業のために、日常的に(週3回程度以上)運転される自動車であること。
- ・次の表の級別にあてはまっていること。

#### 【対象者】

区 分		生計を一にする方または 常時介護する方が運転する場合
視覚障がい		1・2・3・4級
聴覚障がい		2・3級
平衡機能障がい		3級
喉頭摘出による音声機能障がい		
上肢不自由		1・2級
下肢不自由		1・2・3級
体幹不自由		1・2・3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障がい		1・3・4級
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1・2・3・4級

※申請方法等については問合せ先にご確認ください。

### ●控除を受けられる税

【問合せ】郡山税務署

☎024-932-2041

税の種類	内 容		金 額
所得税	障害者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が障がい児(者)	1人につき27万円
	障害者控除 (特別障害者)	上記障がい者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は 精神障害者保健福祉手帳1級	1人につき40万円
	障害者控除 (同居特別 障害者)	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又は その配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族 のいずれかと常に同居している方	1人につき75万円

なお、申告年分により控除金額が異なる場合があります。

※障害者控除の判定時期は申告する年分の12月31日

【問合せ】市民税課

☎024-924-2081

税の種類	内 容		金 額
住民税	障害者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が障がい児(者)	1人につき26万円
	特別障害者 控除	上記障がい者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は 精神障害者保健福祉手帳1級	1人につき30万円
	同居特別 障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又は その配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれ かと常に同居している方	1人につき53万円

※障害者控除の判定時期は申告する年度の前年12月31日

### 3) 交通機関割引制度

※障害者割引制度と各交通機関による割引制度は重複できない場合がありますので、詳しくは各交通機関窓口にお問合せください。

#### ●JR・私鉄の運賃

【問合せ】JR・私鉄の切符販売窓口

##### 【JR・私鉄の運賃割引制度一覧】

手帳・障がいの種類	利用方法	対象者	距離制限	割引率	乗車券の種類
第1種身体障害者手帳療育手帳A	単独利用	本人のみ	片道101キロメートル以上	5割引	普通乗車券
	介護人と利用	本人と介護人	なし	5割引	普通乗車券・回数券急行券
第2種身体障害者手帳療育手帳B	単独利用	本人のみ	片道101キロメートル以上	5割引	普通乗車券
	12歳未満の障がい児が介護人とともに利用	介護人	なし	5割引	定期券

※全国で適用されます。

【利用方法】乗車券等の購入時に、各切符販売窓口で手帳を提示してください。

#### ●タクシー運賃

【問合せ】各タクシー会社

##### 【対象者】

手帳・障がいの種類	割引率・利用方法	利用可能範囲
身体障害者手帳 療育手帳	メーターの表示金額の1割引	全国のタクシーで利用可能

【利用方法】乗車時に、手帳を提示してください。

#### ●バス運賃

【問合せ】各バス会社の営業所・案内所

##### 【対象者】

手帳・障がいの種類	対象者	割引率
身体障害者手帳	本人と1人の介護人	・普通運賃は5割引 ・定期運賃は3割引
療育手帳	本人と1人の介護人	・普通運賃は5割引 ・定期運賃は3割引(ただし、小児の場合は小児定期運賃)
精神障害者保健福祉手帳 (※顔写真貼付のもの)	本人	・普通運賃は5割引 ・定期運賃は3割引

【利用方法】運賃支払い時に、手帳を提示してください。



## ●国内航空運賃

【問合せ】各航空会社

### 【対象者及び割引率】

各航空会社により異なりますので、御利用になる航空会社へお問合せください。

手帳・障がいの種類	対象者	割引される運賃
身体障害者手帳第1種 療育手帳A・B	本人・介護人	普通大人片道運賃(通常期)
身体障害者手帳第2種	本人のみ	普通大人片道運賃(通常期)
精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付き、搭乗日当日が有効期間 内であること)	本人・介護人	普通大人片道運賃(通常期)

※12歳未満の方は、子ども料金が適用されるため、対象となりません。

【利用方法】航空券の購入時に、販売窓口で提示してください。

※インターネット等での購入については各航空会社へお問合せください。

## ●有料道路通行料金割引制度

【問合せ】NEXCO 東日本お客さまセンター ☎0570-024-024

有料高速道路ETC 割引登録係 ☎045-477-1233

障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている方は、次の条件に該当する場合、事前に登録手続きをすることによって有料道路の通行料金が「半額」になります。

### 【対象者及び条件】

手帳・障がいの種類	対象者	
第1種身体障害者手帳 療育手帳A	本人又は介護 者が運転する 場合	① 障がい者1人につき1台です。 ② 障がい者が乗車していないと割引になりません。 ③ 自動車の所有者は、本人又は同居の親族であれば利用できます。(別居の場合はご相談ください。) ④ 対象となる自動車は、乗車定員10人以下の自家乗用車であれば利用できます。 ⑤ 事業用・会社所有の車は対象となりません。
第2種身体 障害者手帳	本人が運転す る場合のみ	

【申請先】障がい福祉課 924-2381 ※行政センターでは手続きできません。

#### 4) 各種割引・免除制度

##### ●NHK放送受信料の免除

【問合せ】NHK 福島放送局 ☎024-526-4623

【対象及び免除内容】

免除	対象
全額免除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が同居する世帯で、その構成員全員が市町村民税非課税の世帯
半額免除	以下のいずれかにあてはまる方が世帯主でかつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳(視覚、聴覚)をお持ちの方 ・身体障害者手帳(肢体不自由・内部) 1～2級をお持ちの方 ・療育手帳「A」をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

【申請手続き】①障害者手帳及び印鑑を持参し、福祉事務所(市役所)又は保健所で証明を受ける。

※行政センターでは手続きできません。

②証明を受けた免除申請書をNHKへ郵送する。

##### ●携帯電話料金の割引

【問合せ】各携帯電話会社

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引内容】

障がいのある方が携帯電話を利用するときは、月々の基本使用料等の割引や障害者用料金を利用できます。割引内容は、携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問合せください。

##### ●公共施設使用料の免除

【問合せ】利用する施設

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※次の障がい者の方の場合は、介護のために同伴する方も使用料が免除になります。(1人の障がい者に対し1名のみ)

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がいの程度が第1種の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者で、その障がいの程度が1級の方

【免除の手続き】

利用を希望する施設の窓口で、それぞれの手帳を提示してください。

#### 5) その他の福祉制度・サービス

##### ●ヘルプマーク

【問合せ】障がい福祉課 ☎024-924-2381

【対象】

医療的ケアが必要な方、内部障がいや難病の方、発達障がいの方など

【配布窓口】

郡山市障がい福祉課、保健所保健・感染症課、こども家庭課、各行政センター、市民サービスセンター及び緑ヶ丘市民サービスセンター、上下水道局お客様サービス課

※無償で配布します。



## ●おもいやり駐車場利用制度

【問合せ】福島県保健福祉部 障がい福祉課 ☎024-521-7170

利用対象者からの申請に基づき県が利用証を交付し、おもいやり駐車場（施設管理者から協力申出があった駐車スペース）に駐車する際に利用証の提示を求めらることで、この駐車場の適正利用を図り、必要としている方へのスペースを確保する制度です。

### 【対象者】

制度対象者(以下のうち、歩行困難である者)			等級・詳細	確認書類
区分				
身体障がい者	視覚障がい		4級以上	身体障害者手帳
	平衡機能障がい		5級以上	
	肢体不自由	上肢	2級以上	
		下肢	6級以上	
		体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上	
移動機能		6級以上		
心臓機能障がい・腎臓機能障がい・呼吸器機能障がい・ぼうこう又は直腸機能障がい・小腸機能障がい・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝機能障がい		4級以上		
知的障がい者		A(最重度・重度)	療育手帳	
精神障がい者		1級	精神障害者保健福祉手帳 (表記は「障害者手帳」)	
難病患者		指定難病医療費受給者等(※1)	指定難病医療費受給者証等	
けが又は病気の者		車椅子、杖等使用期間	身分証明書及び医師の診断を記載した書面	

※1 他に小児慢性特定疾病医療受給者、特定疾患医療受給者、特定医療費受給者。

### 【申請受付・交付窓口】

- ・福島県保健福祉部障がい福祉課(〒960-8760 福島市杉妻町2-16)
- ・各保健福祉事務所保健福祉課 最寄りには県中保健福祉事務所(須賀川市旭町153-1) ※即日交付
- ・郡山市障がい福祉課又は各行政センター(申請受付のみ後日(3週間程度)県から利用証が郵送されます。)










※郡山市障がい福祉課又は各行政センターで申請する場合は、120円切手と返信用角2封筒が必要となります。(返信用角2封筒は障がい福祉課又は各行政センターで準備します。)

### 【申請に必要なもの】

- ・交付申請書(交付窓口や県のホームページから入手することができます。)
- ・確認書類(対象者の表を参照)

※郵送での申請も可能です。その場合は、交付申請書に確認書類の写しを添付し福島県保健福祉部障がい福祉課宛てに送付してください。この場合も返信用角2封筒に120円切手を貼付の上、送付してください。

## ●関係団体・サークル等

団体名	対象	開催内容等	連絡先
NPO法人 子育て支援 コミュニティチママン はっぴいスマイル	肢体不自由児者 医療的ケア児者 等	親同士の情報交換、 交流活動、 勉強会等	佐藤 千夏子 ☎024-983-1925 メール  ホーム ページ 
どるちえ	医療的ケア児・ 肢体不自由児・ 病気を持つ お子さま(未就学児)	病気を持つ子供達 の家族のつながり の場、情報交換、ラ ンチ会、季節のイベ ントなど	佐藤 敦子 LINE  Instagram 
郡山市手をつなぐ親の会	心身障がい児者	総会・研修会・講演会等 年会費3,000円	國井 剛 ☎024-933-7289
福島県自閉症協会 県中分会	自閉症 アスペルガー 高機能自閉症	講演会・勉強会・親 同士の情報交換・ 交流活動	東 友紀子 ☎024-925-4701
日本ダウン症協会 福島ひまわり会	ダウン症	お子さんと親同士の 情報交換、交流 活動(障害者福祉セ ンターで活動)・ダ ンス教室	(郡山地区担当) 宗形 薫 ☎090-4552-9604
きこえ子育てサークル もいもい	きこえない・きこえ にくい子とそのご 家族 ※軽度難聴から重度 難聴、重複障がいを 含む	親同士の情報交換、 交流活動、講演会・ 勉強会等	中村 祥子(連絡はメールをお願いします。)    メール Instagram ブログ
郡山障がい児サポート macaron	心身障がい児	子供の遊び場の提 供、保護者勉強会・ 交流会 郡山市内の情報提 供	糠澤 律子 ☎024-934-2917 LINE  ホーム ページ 

## <医療的ケア児が利用できる社会資源>

令和5年11月1日現在の事業所になります。対象となる医療的ケア児等及び利用の詳細については各事業所に問合せてください。

郡山市ウェブサイト

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5390.html>



【児童発達支援】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	児童通所支援事業所 さくらんぼ	富久山町八山田字土布池55-1	024-954-8506	未就学児
2	重症児通所支援事業所 キッズサポートこおりやま	八山田西四丁目136	024-983-4471	未就学児
3	めばえ学園	富田東二丁目124	024-933-1217	未就学児
4	福島県総合療育センター (児童発達支援センター おひさま)	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	未就学児 医療型児童発達 支援 (肢体不自由児)

【居宅訪問型児童発達支援】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	郡山市立希望ヶ丘学園	希望ヶ丘27-1	024-951-0262	3歳～ 就学前まで

【放課後等デイサービス】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	児童通所支援事業所 さくらんぼ	富久山町八山田字土布池55-1	024-954-8506	就学児
2	重症児通所支援事業所 キッズサポートこおりやま	八山田西四丁目136	024-983-4471	就学児
3	福島県総合療育センター (児童発達支援センター ひだまり)	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	就学児
4	放課後等デイサービス ひかり富田教室	富田町字上赤沼4-8	024-973-5417	就学児

【日中一時支援】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	児童通所支援事業所 さくらんぼ	富久山町八山田字土布池55-1	024-954-8506	18歳未満
2	通所支援事業所 ピッコラ	安積町笹川関谷田3-6	024-953-5801	18歳以上
3	福島県総合療育センター	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	18歳未満

【短期入所】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	福島県総合療育センター	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	18歳未満
2	南東北さくら館 指定短期入所事業所	日和田町梅沢字丹波山3-2	024-968-1010	18歳以上

【生活介護】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	障がい者支援施設 南東北さくら館	日和田町梅沢字丹波山3-2	024-968-1010	18歳以上
2	生活介護事業所 並木あじさい館	並木三丁目5-10 並木ビルB館	024-927-4005	18歳以上
3	通所事業所ピッコラ	安積町笹川字関谷田3-6	024-953-5801	18歳以上
4	通所事業所南東北さくら館	日和田町梅沢字丹波山3-2	024-968-1010	18歳以上
5	るーとIL(従)	開成二丁目40-56(従)	024-953-4240(従)	18歳以上

【訪問看護】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	いずみ訪問看護 ステーション	香久池一丁目18-11	024-921-5246	特になし
2	太田訪問看護ステーション	西ノ内二丁目5番20号	024-925-0661	特になし
3	寿訪問看護ステーション	並木三丁目6番3号 オフィス並木3	024-931-4866	特になし
4	L-CUB 訪問看護八山田	八山田三丁目8番2号	024-991-1042	特になし
5	南東北訪問看護ステーション ゴールドメディア	八山田七丁目149	024-934-5560	特になし
6	星訪問看護ステーション	横塚二丁目20番36号	024-956-2322	特になし
7	アイリス訪問看護 ステーション	亀田一丁目4-3 ランドパレスアミティエ106号室	024-973-8140	特になし
8	訪問看護ステーション・ エフズ	鳴神三丁目73番地	024-983-3058	特になし
9	訪問看護ステーション おはな	桑野二丁目9番3号	024-954-3341	特になし
10	にじいろ訪問看護リハビリ ステーション	安積北井一丁目50番地 ボナンザビル106号	024-954-4271	特になし
11	訪問看護ステーションlife	久留米四丁目148番地の1 コーポHASHIMOTO2A-1	024-953-8197	特になし
12	訪問看護ステーション たっちんぐ	御前南六丁目126 グラシューパルク101	024-953-6673	特になし
13	在宅看護センター 陽だまり郡山	八山田三丁目90	024-955-6531	特になし
14	ちいきステーション toivo	富田町中ノ目41	024-953-7240	特になし

【障害児相談支援事業所】				
No.	施設名	住所	電話	対象
1	郡山市立希望ヶ丘学園	希望ヶ丘27-1	024-951-0262	18歳未満
2	自立生活センター オフィスIL	西ノ内二丁目11-15	024-934-0118	特になし
3	社会福祉法人郡山市社会 福祉協議会 指定特定・障害児相談支 援事業所	朝日一丁目29-9	024-983-8311	特になし
4	相談支援事業所おれんじ	富田東二丁目124	024-933-7350	特になし
5	福島県総合療育センター (児童発達支援センター そよかぜ)	富田町字上ノ台4-1	024-951-0250	18歳未満

## ●医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者配置機関一覧

各所属によりできることは異なりますので、まずは、郡山市障がい福祉課(医療的ケア児等コーディネーター)へお問合せください。

施設名	住所	電話
※郡山市障がい福祉課	朝日一丁目23-7	024-924-2381
エルキューブ訪問看護八山田	八山田三丁目8番2号	024-991-1042
太田西ノ内病院	西ノ内二丁目5-20	024-925-1188
自立生活センター オフィスIL	西ノ内二丁目11-15	024-934-0118
放課後等デイサービスひかり富田教室	富田町字上赤沼4-8	024-973-5417
めばえ学園	富田東二丁目124	024-933-1217
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 指定特定・障害児相談支援事業所	朝日一丁目29-9	024-983-8311

※詳細は福島県児童家庭課のホームページをご確認下さい。

医療的ケア児の支援に関する情報について

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/ikeaji.html>



## ●委託相談支援事業所

障がいに関する相談に対応します。医療的ケア児のお子さんのご相談は、まずは郡山市障がい福祉課(医療的ケア児等コーディネーター)へお問合せください。

施設名	住所	電話
郡山市障害者福祉センター	香久池一丁目15-15	024-934-0018
コスモスクラブ	御前南五丁目58	024-973-7311
コンサル	安積四丁目3-1	024-945-1100
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 指定特定・障害児相談支援事業所	朝日一丁目29-9	024-983-8311
自立生活センター オフィスIL	西ノ内二丁目11-15	024-934-0118
相談支援事業所ecco	安積町笹川字経坦52	024-937-2195
相談支援事業所ふっとわーく	小原田二丁目4-7	024-941-0570

## 郡山市担当部署

担当内容	担当部署	住 所	電話番号	
医療的ケア児等支援について 障がい福祉サービスについて	障がい福祉課	朝日一丁目23-7 (郡山市役所本庁舎1階) メール shougaiukushi@city.koriyama.lg.jp	024-924-2381	
保健について・子育て世代 包括支援センターについて	こども家庭課	桑野一丁目2-3 (ニコニコこども館3階)	024-924-3691	
担当地区	本庁管内(富田を含む)	中央保健センター・子育て 世代包括支援センター	朝日二丁目15-1 (郡山市保健所内)	024-983-8300
	安積・三穂田・田村・中田	南保健センター・子育て 世代包括支援センター	安積一丁目38 (安積行政センター内)	024-973-8621
	喜久田・日和田・富久山・西田	北保健センター・子育て 世代包括支援センター	富久山町福原字泉崎181-1 (富久山行政センター内)	024-973-8622
	大槻・逢瀬・片平・湖南・熱海	西保健センター・子育て 世代包括支援センター	片平町字町南7-2 (片平行政センター内)	024-973-8623
養育について、女性・ひとり親 家庭支援について	こども家庭課	桑野一丁目2-3 (ニコニコこども館3階)	024-924-3341	
保育について	保育課	朝日一丁目23-7 (郡山市役所西庁舎3階)	024-924-3541	
予防接種・難病について	保健・感染症課	朝日二丁目15-1 (郡山市保健所1階)	024-924-2163	
就学について (特別支援教育・不登校)	総合教育支援センター	桑野一丁目2-3 (ニコニコこども館5階)	024-924-2541	
小中学校入学について	学校教育推進課	朝日一丁目23-7 (郡山市役所本庁舎1階)	024-924-2431	
放課後児童クラブについて	こども総務企画課	朝日一丁目23-7 (郡山市役所西庁舎3階)	024-924-3801	

## 関係機関

機関名	所在地	電話番号
福島県医療的ケア児支援センター	〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4-1 (福島県総合療育センター内)	024-973-7636
福島県県中児童相談所	〒963-8041 郡山市富田町字町田3	024-935-0611
福島県発達障がい者支援センター	〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4-1	024-951-0352



# 令和5年度 郡山市医療的ケア児等の支援に関する ワーキンググループ(協議の場)構成員

## 庁内関係各課

所 属		職 種
教育委員会	学校教育推進課	指導主事
	総合教育支援センター	指導主事
こども部	こども政策課	放課後児童クラブ相談員
	こども家庭未来課	保健師
	こども家庭支援課	保健師
	保育課	保健師
保健福祉部	障がい福祉課	担当係長
		保健師
		社会福祉士
		医療的ケア児等コーディネーター

## 郡山市障がい者自立支援協議会

所 属	職 種
子ども支援部会長	めばえ学園 園長
障害児相談支援連絡会代表	自立生活センター オフィスIL 相談支援専門員
児童発達支援事業所連絡会代表	児童通所支援事業所 さくらんぼ 児発管兼管理者
放課後等デイサービス事業所連絡会代表	重症児通所支援事業所 キッズサポートこおりやま 児発管兼管理者

## アドバイザー

所 属	役 職
福島県立郡山支援学校	教諭
	特別支援教育アドバイザー
福島県立あぶくま支援学校	教諭(医療的ケア担当)







令和6(2024)年3月発行

発行・編集：郡山市保健福祉部障がい福祉課  
(郡山市医療的ケア児等の支援に関するワーキンググループ)  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
電話 024-924-2381 FAX 024-933-2290



この印刷物は、古紙/パルプ配合率60%以上再生紙と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。  
この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。